

書評

賀茂道子著『GHQは日本人の戦争観を変えたか —「ウォー・ギルト」をめぐる攻防』

有馬 哲夫（早稲田大学教授）

賀茂道子の『GHQは日本人の戦争観を変えたか』（光文社、2022年）は、江藤淳の『閉ざされた言語空間 占領軍の検閲と戦後日本』（文藝春秋社、1989年）以外、ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラムおよびCIE（民間情報教育局）が行った心理戦について書かれた先行研究に触れていない。

この著書の副題は「『ウォー・ギルト』をめぐる攻防」で、そのような内容となっている以上、同じテーマを扱った先行研究として、以下のものをレビューすることから始まらなければならなかったはずだ。

高橋史朗『歴史の喪失』（綜合法令出版1997年）

『日本が二度と立ち上がれないようにアメリカが占領期に行ったこと』（致知出版社、2014年）

「戦時プロパガンダとブラッドフォード・スミス」（『戦後教育史研究』28号、明星大学戦後教育史研究センター編、2015年3月）

『「日本を解体する」戦争プロパガンダの現在』（宝島社、2016年）

『WGIPと「歴史戦」「日本人の道徳」を取り戻す』（モラロジー研究所、2019年）

櫻井よしこ『GHQ作成の情報操作書「真相箱」の呪縛を解く—戦後日本人の歴史観はこうして歪められた』（小学館文庫、2002年）

有馬哲夫『「対日心理戦」再検証1, 2, 3, 4』（『新潮45』、2016年1月、2月、3月、4月号）。

『歴史とプロパガンダ』（PHP研究所、2015年、とくに第4章「占領軍のブラックな心理的占領」）

『日本人はなぜ自虐的になったのか 占領とWGIP』（新潮新書、2020年）

関野道夫『日本人を狂わせた洗脳工作 いまなお続く占領軍の心理作戦』（自由社ブックレット、2015年）

若林幹夫『「GHQ洗脳説」は誤りである』（ムゲンブックス - デザインエッグ社、2018年）

なぜ先行研究のレビューが必要なのかを、いまさらながらだが、改めて説明したい。それが彼女のこの著書の評価と大きくかかわってくるからだ。

先行研究レビューの必要性の、簡にして要を得た説明は、以下の「上越教育大学附属図書館学習支援セミナー」の「論文作成のマナーと文献の利用方法」に見られる。その中の「先行研究（文献）を踏まえる」にはこうある。¹

先行研究を引用し、解釈・評価しながら、当該研究の位置づけや独自性・新規性を示す。独自性・新規性がなければ発表の意味がない。先行研究の存在を示さずに同様の内容を発表した場合には、剽窃や盗用として処罰されることがある。共有可能な知識の体系づくりに参画するために、先行研究との関係を明らかにする。

先行研究との関係を明らかにしなければならないのは、1.「当該研究の位置づけや独自性・新規性を示す」2.「剽窃や盗用ではないことを示す」3.「共有可能な知識の体系づくりに参画する」ためである。

したがって、大学院生はもちろん、学部生であっても、論文を書く際、序章か第1章で先行研究レビューを書くよう指導される。つまり、自分が書こうとしているテーマについて、どのような研究がそれまでになされているのか、どのようなことがなされていないかを整理し、自らの論文の位置づけや独自性・新規性を示さなければならない。そのあと本論を書く際にも、「先行研究を引用し、解釈・評価しながら」執筆を進めなければならない。

言い換えれば、記述内容のどこが、自分のものなのか、他人のものなのかを明らかにし、他人のもの場合は、自分がそれをどう解釈するのか、評価するのか、批判するのか、自分のスタンスを示しながら、引用・言い換えをしなければならない。

引用・言い換えをするにしても、あくまで自分の考えや知見が主であり、引用・言い換えされる方の考えや知見は従でなければならない。このようにして初めて「共有可能な知識の体系づくりに参画する」ことができる。これを無視して書いたものは、盗作・盗用といわれても仕方ない。これは大学や研究所では、懲戒の対象となる研究不正である。

まず、基本中の基本である書誌情報の書き方について疑問を呈したい。賀茂は「主要資料」(p.272)で書誌情報を次のように書いている。

GHQ/SCAP資料(米国立公文書館所蔵) 国立国会図書館憲政資料室 マイクロフィッシュ RG331

ゴードン・W・プランゲ文庫(メリーランド大学所蔵) 国立国会図書館憲政資料室 マイクロフィッシュ

実際に国立国会図書館の憲政資料室のデスクに電話して、この書誌情報で資料請求できるかどうか聞いてみた。できないとのことだった。予想された答えだ。第一次資料を欧米の公文書館や大学図書館で検索し、資料収集したことがある人なら聞かなくてもわかる。

一体、賀茂は本当にこれらの資料を読んだのだろうか。RG331とはSCAP文書全体に割り当てられた分類番号だ。RGとはレコード・グループ、つまり文書群の略である。全体で何十万点、何百万点あるかわからない。RG331だけだと、彼女はこれらを全部読んでいて、読者にも全文書を参照することを求めていることになる。

普通の研究者なら、このように書誌情報を書く。

Proposed War Guilt Information Program(The Third Phase), CIE, 3 March, 1948, Supreme Commander for Allied Power, Civil Education and Information Section

Administrative Division Confidential Decimal File 1945-1952, Box 5096, RG. 331(National Archives II, College Park, USA).

つまり、読んだのはどの分類番号のどのボックス番号のどのファイルにあるどの文書なのかを明らかにする。RG331だけでは、何十万、何百万点のうちどの文書群のどのファイルなのか分からないからだ。また、同じ文書群が違う公文書館に所蔵されているかもしれないので、公文書館の所在地も明記する。

「ゴードン・W・プランゲ文庫マイクロフィッシュ」も同じだ。これまた何十万、何百万点あるかわからない。彼女はこれを全部読んだというのか。なぜ、実際に読んだ文書のファイル番号なりボックス番号なり分類番号を書かないのか。そのように書いていけば、先行研究を書いた高橋や私が使用したオリジナル、関野が使った国立国会図書館にあるそのマイクロフィッシュコピーと同じ資料を使っていることがわかっただろう。それでは困るのだろうか。

彼女の著書の記述に関して言えば、先行研究と概ね同じことを記述しているのに、先行研究への言及がない。とくに、彼女の「ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム」(以下WGIPとする)の第1段階、第2段階についての記述は、前に挙げた先行研究とほぼ重なる。同じ1次資料に基づいて書いているので当然だ。広範にわたるもので、一致は一目瞭然なので、ここではいちいち列挙しない。

他では、たとえば、彼女は『洗脳』の意味するところで(p.18以下)、いわゆるWGIP洗脳言説を否定している。同じ試みは、若林幹夫が『「GHQ洗脳説」は誤りである』全体でより詳細に述べている。また、彼女はこの「洗脳」に関して「日本人の視点を入れる必要性」(p.20以下)について書いていて、これが彼女独自のものと主張しているが、若林も前述書で、これまた全体で述べている。若林の著書は彼女のものより4年先行している。まったく同じではないが、読者は前述書についての言及がなければ、そしてどこが違うのかを示さなければ、すべて賀茂独自の発想だと思うだろう。

同じことは、CIEが日本の新聞に掲載を命じた「太平洋戦争史」の事実上の作者ブラッドフォード・スミスについての彼女の記述(p.76以下、p.89以下)についてもいえる。スミスと「太平洋戦争史」について明らかにしたのは、高橋の1997年の『歴史の喪失』をもって嚆矢とする。例えば「戦時プロパガンダとブラッドフォード・スミス」では、より詳細に、深く分析されている。ところが、賀茂は本文、註、巻末参考文献にも、最大で25年も先行している高橋のどの著作も挙げていない。したがって、なにも知らない読者は、スミスを最初に「発掘」して、書いたのは高橋ではなく、彼女だと思うだろう。

初代CIE局長ケネス・ダイクについての記述(p.123以下)、WGIPはマッカーサーが占領前に率いていた南西太平洋陸軍の対日心理戦と密接な関係があること(p.76以下)、2代目CIE局長ドナルド・ニュージェントについての記述(p.142以下)等々は、私が前述の拙論(『新潮45』のほう)のなかで、それぞれ詳しく述べている。² 拙論は彼女のこの著書よりも6年、『ウォー・ギルト・プログラム』よりも2年も先行している。

賀茂は、要約すれば同じになる内容の考えや知見を述べているにもかかわらず、註にも巻末参考文献にも記載していない。このような問題のある記述は、WGIPの当初の目的は日本人に敗戦を認めさせることだとか(p.68以下)、NHKの極東国際軍事裁判報道だとか(p.174以下)、WGIPに使われた映画だとか(p.157以下)、ほかにも多くあるが、きり

がないのでこのへんにしておこう。³

彼女は先行研究について言及することをしないので、「先行研究を引用し、解釈・評価しながら、当該研究の位置づけや独自性・新規性を示す」という研究者ならばしなければならない記述の仕方をしていない。これによって「共有可能な知識の体系づくりに参画する」ことをしていない。

彼女の著書を読んで強く感じるのは、「誰かほかの人の著作で同じことが書かれているのを読んだ記憶がある」という「既視感」だ。このことが彼女の知見や記述についてコメントしたり、批評したりするのを躊躇させる。当該部分が、彼女のものなのか、無断で使われている誰かほかの人のものなのかわからないからだ。適切な先行研究のレビューがない著作や論文の批評は、このような混乱ももたらす。

次に、どうも彼女が独自だと思っているらしいこと、そしてこの著作の根幹にかかわることに触れよう。前作『ウォー・ギルト・プログラム GHQ情報教育政策の実像』（法政大学出版局、2018年）でもそうだが、彼女はこの著書でも「ウォー・ギルト」という言葉をしきりに使う。その定義は、前作では「戦争の有罪性」だという。（『ウォー・ギルト・プログラム』p.28）このような定義はどの辞書にもないし、そのような意味で使っている文例も見つからない。そもそも意味がわからない。

ところが、彼女は「当時学術論文で使用されていた『戦争の有罪性』を訳語に用いた。現在でも、この言葉はそれなりに『ウォー・ギルト』をよく表していると思う」（p.25）と書いていて、間違いだと認めるつもりはないらしい。では、使用されていた「当時の学術論文」のタイトルが本文なり註釈に示されているかといえば、示されていない。これでは、本当にそのような意味で使われているのか、そのような「当時の学術論文」が本当に存在するのか、確かめようがない。是非、著者とタイトルを教えてくださいたいものだ。

驚くのは、彼女はこのように間違いを認めず「戦争の有罪性」だと言い張っているにもかかわらず、このあとの部分では、ずっと「ウォー・ギルト」を「戦争の有罪性」という意味ではなく、「戦争責任」ないし「戦争をしたことに対する罪悪感」という意味で使っていることだ。つまり、先行研究（彼女は認めないが）の著者が使ったのと同じ意味で使用している。だが、彼女はこの「変節」について何も説明しないで、何事もなかったかのように平然と書き続けていく。このようなことは、彼女の著書の他の部分にも散見する。

彼女がしきりに使い、自分の独自性だとおもっているらしい「ウォー・ギルト・プログラム」という用語もおかしい。彼女はこれがCIEの政策の名称だとしている。（p.26）江藤淳を始めとする先行研究がWGIPという名称を使っているのに対し、新機軸だといったげだ。

ところが、この「ウォー・ギルト・プログラム」という名称は、CIEの当該文書のなかでは1948年10月25日付文書に1回しか出てこない。⁴ しかも、この文書も、タイトルこそ「ウォー・ギルト・プログラム」だが、本文ではWGIPと言い換えている。つまり、長いので、タイトルでは省略しただけだ、と推断できる。本文を読んでも、この言葉をWGIPと違う意味で使っていない。このあとも、1948年2月8日、3月3日、3月25日付文書ではいずれも、省略せず、すべてWGIPになっている。つまり、彼女がいう「ウォー・ギルト・プログラム」なるものは、CIEがその政策につけた名称などではないということだ。

さらにいえば、彼女の頭の中にある「ウォー・ギルト・プログラム」なるものは、CIEの

局員たちの頭の中にはないということだ。この名称も、概念も、彼女の空想の産物だということになる。このようなきわめて致命的誤りは、実際に関連文書を通読し、チェックしていれば防げたはずだ。この誤りのために、この著書全体が砂上の楼閣になってしまっている。

最後に、彼女がこの著書でWGIPの第3段階を「幻」だとしていることについて述べよう。そもそも、3段階に分かれているのは、心理戦ではWGIPしかないのだから、彼女は自らがいう「ウォーギルト・プログラム」が実はWGIPだと自分から認めていることになる。実際、彼女は「ウォー・ギルト・プログラム(原文はウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム)」(p.165)と書いている。矛盾に気付いていないのか、気付いていないふりしているのかわからない。

前著においても「第3段階が行われなかった」(p.215)と述べているので、この著書でも「幻」だといいたいようだ。ところが、当該CIE文書のどこにも「第3段階は実施しない」とも「中止する」とも書かれていない。彼女自身、「この点についてCIE文書では触れられていないが」(p.177)と書いており、「第3段階は実施しない」とも「中止する」とも書かれていないこと、つまり、彼女の主張にはまったく資料的裏付けがないことを自分で認めている。またしても空想である。

拙著『日本人はなぜ自虐的になったのか』で詳しく明らかにしているように、第3段階は大々的に実施されている。⁵ そもそもWGIPの目的は、アメリカが主導した極東国際軍事裁判において日本の戦争犯罪者を裁くことを、アメリカが原爆を投下した事実があるにもかかわらず、日本人に受け入れさせることだった。まさしくそのためのプロパガンダであり広報プランであるこの最終段階が行われないことなどありえないのだ。

これまた彼女らしいのだが、彼女は「幻」だといいつつも、驚くことに、第3段階で使われたニュース映画について長々と記述している。同じ内容のことはすでに拙著で詳しく述べているものだが、やはり一言の断りもない。また、彼女はNHKの「東京裁判判決報道は40時間にも上った」(p.176)と書いていて、この第3段階のラジオ報道のことも延々と書いているのだが、これについても私が拙論で詳しく書いている。だが、やはり一言の断りもない。

どうやら彼女はこの第3段階のWGIPの実施を普通の東京裁判についての報道だと強弁するつもりらしい。だが、そもそも「東京裁判報道」を当時CIEが支配していた日本のメディアにさせること自体、WGIPの第3段階の実施なのでこの理屈は通らない。

後者のNHKのラジオ報道が、WGIPの第3段階であることは、3月3日付け文書で次のように記されていることから明らかだ。

「CIEラジオ班は、東京裁判の間、引き続き通常番組で添付H表に概要が示されている『戦争犯罪』について強調し、その他の番組でもこれらについて言及する」⁶

占領終結の1952年までは、CIEがNHKを完全掌握していたのだから、NHKがこの時期に流した40時間(彼女のあげた数値)もの番組は、WGIPの第3段階のラジオ放送における実行でなくてなんだろう。彼女は「実施されなかった」といい、「幻」と述べている第3段階のWGIPのラジオ番組について、すでに先行研究で明らかにされたことを実に長々と書いている。彼女は、どんなに反証となる文書があろうと、証拠があろうと、自分が「第3段階は行われなかった、幻だった」といえば、それで通ると思っているようだ。文書が

実際に指し示している歴史的事実は、彼女の頭のなかにあることとまったく違うということを確認しようとする。

締めくくりとして、こういおう。彼女はこの著書を通して、自らのいう「ウォー・ギルト・プログラム」なるものが、占領期の日本人を「教育」し、「啓蒙」したと主張している。これまで、述べてきたことから、これはまったく説得力がないといわざるを得ず、事実、その根拠は彼女の著書の記述のどこにも見いだせない。それ以前に、彼女の著書は、研究倫理上きわめて大きな問題があるといわざるを得ない。

注

- 1 「上越教育大学附属図書館学習支援セミナー」の「論文作成のマナーと文献の利用方法」
<https://core.ac.uk/download/pdf/147820459.pdf>
- 2 ダイクについては、有馬哲夫が「アメリカ対日心理戦再検証 WGIPとは何であったのか」『新潮45』2016年3月号,pp.268-69で、南西太平洋陸軍の心理戦とWGIPについては同誌1月号,pp.129-130、ニュージエントについては同誌4月号, pp.188-89で先行して書いている。
- 3 WGIPの当初の目的は、日本人に敗戦を認めさせることだったことについては、有馬哲夫が「アメリカ対日心理戦再検証 WGIPとは何であったのか」『新潮45』2016年3月号,p271で、NHKの極東国際軍事裁判報道については、同誌4月号 p.192で、WGIPに使われた映画については同誌1月号,pp.131-133ですでに書いている。
- 4 Supreme Commander for Allied Power, Civil Education and Information Section Administrative Division Confidential Decimal File 1945-1952, Box 5096, RG. 331 (National Archives II, College Park, USA) なおこの文書は関野が国立国会図書館で利用したマイクロフィッシュコピーのオリジナルである。
- 5 『日本人はなぜ自虐的になったのか 占領とWGIP』(新潮新書、2020年) pp.204-212
- 6 Proposed War Guilt Information Program(The Third Phase), CIE, 3 March, 1948, Supreme Commander for Allied Power, Civil Education and Information Section Administrative Division Confidential Decimal File 1945-1952, Box 5096, RG. 331(National Archives II, College Park, USA).